

京都市動物園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 89 号

京都市動物園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市動物園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「又は児童福祉施設」を「その他の施設」に改める。

第8条を削る。

第9条第1項中「別表第2」を「第10条第2項第1号」に改め、同条第4項中「が平方メートルを単位として定められている」を「を計算する」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(基本使用料に加算する額)

第9条 条例第10条第2項第2号に規定する別に定める額は、別表のとおりとする。

2 条例第10条第2項第2号に掲げる額を計算する場合においては、入園料を納入した者の人数が1,000人未満であるときはこれを1,000人とし、入園料を納入した者の人数に1,000人未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

別表中「第8条関係」を「第9条関係」に改め、同表備考以外の部分を次のように改める。

区	分	金額
遊 戯 施 設	定 置 式 乗 物	140 <sup>円</sup>
	回 転 ス ク ー タ ー	200
	回 転 モ ー タ ー ボ ー ト	200
	観 覧 車	260
	子 供 汽 車	460
写 真 撮 影	100	
荷 物 預 り	60	

第6号様式注以外の部分中「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削り、

「

使用する施設又は構内地		<input type="checkbox"/> 食堂	<input type="checkbox"/> 構内地
使用する構内地	場所		
	面積	平方メートル	

」

を

「

使用する場所	
使用する面積	平方メートル

」

に

改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(動物園)